

広報・報道資料

令和7年4月28日

部 課 名	支 所 長 名	支所次長名	連 絡 先
市民部 下関市役所勝山支所	中 島 紀久子	吉 野 み き	083-256-2001

1. 件名

下関市役所勝山支所における個人番号カード交付申請書の誤交付について

2. 概要

個人番号カード(以下「カード」という。)の受取りに来庁した申請者と交付予定のカードの顔写真が一致しないため調査したところ、同じ個人番号カード交付申請書(以下「申請書」という。)を2人の申請者に交付していたことが判明した。

3. 経緯

場所：下関市役所勝山支所(下関市秋根南町二丁目4番33号)

状況：令和7年3月21日(金)

支所窓口で最初の申請者(以下「A氏」という。)に申請書を交付した。同日、後から来た申請者(以下「B氏」という。)にも誤ってA氏の情報が記載された申請書を交付した。

令和7年4月25日(金)

午後2時

カードの受取りに来庁したA氏と交付予定のカードの顔写真が一致しないため調査したところ、同じ申請書をA氏・B氏の2人に交付していたこと、B氏の申請書が先に地方公共団体情報システム機構に届き、A氏に交付予定のカードにB氏の顔写真が貼付され、作成されたことが判明したため、交付取消の処理を行った。

午後4時半頃

A氏、B氏に経緯を説明のうえ謝罪し、改めて申請書を交付した。

4. 原因

- 申請書を交付する際、申請者のものであるかの確認が不十分であったため

5. 再発防止策

再発防止のため、以下の対策を講じる。

- 申請書等を交付する際は、申請者のものであるかを複数人で確認することを徹底する。

6. その他

- 個人情報に関するものは公表を差し控える。